

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「法人」という。）の令和 5 事業年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門及び業績評価部門、その他の職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

法人は「研究開発業務」、「水源林造成業務」及び「森林保険業務」の性質が異なる三部門からなる国立研究開発法人である。監査に当たっては、これらの業務及び予算システムの違い等に配慮しつつ、当該事業年度の内部統制に係る重要事項について精査した。

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めた。

また、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

- 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は法令等に従い適正に実施され、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務を、中長期計画及び年度計画に沿って効率的かつ効果的に実施されているものと認める。

研究開発業務については、第5期中長期計画の着実な進捗が認められる。中長期目標において重要度・困難度が高いとされる研究開発を含め、基礎研究から社会実装まで幅広い成果が創出されている。具体的成果として、熱帯林の違法伐採対策が必要な区域を可視化、国産トリュフ発生成績の向上、超厚合板の準耐火性能評価、リグニン由来化合物を用いたバイオプラスチック原料の量産化、特定母樹普及のための成長・材質等の特性表作成などがあげられる。また、国際研究評議会を開催し、国際的な研究開発力の向上を図った。

水源林造成業務については、流域として水源涵養機能の強化や森林の公益的機能を持続的に発揮させる観点から契約を進め、施業方法を工夫し事業を着実に実施したと認められる。研究開発業務との内部連携により、エリートツリーの植栽、保持林業やシカ防護柵の実証試験地の設定等は、水源林造成事業の技術力向上につながるものと期待される。また、大学や高校での出張教室や森林火災跡地の再生事例の紹介は法人業務の理解の醸成に貢献している。

森林保険業務については、各種手続の簡素化、効率化を進め、損害実地調査では UAV（ドローン）を積極的に利用し調査期間を短縮した。新規加入を促進すべく大口契約者への勧誘を強化するとともに、新たに作成した森林保険公式キャラクターの活用や業界誌等を利用した広報普及活動に努めている。

国立研究開発法人として国内の林業・木材産業のみならず、水源涵養、森林サービス産業、地球規模の気候変動や生物多様性保全など、最先端の研究開発を実施している。研究成果は部門間の連携により水源林造成事業や森林保険業務の現場にも適用され、実証性評価につながっている。法人は日本社会の脱炭素化の実現、安全な水の確保、持続可能な森林経営等の SDGs 達成に貢献するものと期待される。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見（法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見）

法人の業務は、業務方法書における内部統制システムの記載内容は相当であると認める。業務内容が多分野にわたることから、部門毎に内部統制を行いつつ、役員の下、研究所が中心になって部門間の情報共有・調整を実施していることを認める。

3 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「PwC Japan 有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であるものと認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、いずれも国家公務員の給与に準じたものであり妥当と認める。なお、事務・技術職員対国家公務員指数は 101.0 であるが、これは人事交流及び全国異動が多く、単身赴任手当及び広域異動手当の受給者の割合が多いこと等が影響しており、妥当であるものと認める。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

法人の契約は、会計規程及び契約事務取扱規程等に従って適正に行われているとともに、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会（外部有識者 2 名、監事 2 名）及び入札監視委員会（外部有識者 3 名）により必要な点検等が行われているものと認める。

3 理事長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当であるものと認める。

4 保有資産の見直し

法人が保有する土地・建物等については、常時見直しを図り、効率的な資産保有を進めているものと認める。

令和 6 年 6 月 17 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

監 事

高橋正通